

介護保険料の年金からの 天引き(特別徴収)について

介護保険

■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340(内)113・132・135

介護保険料の納め方は、口座振替や納付書、スマートフォン決済アプリで納める「普通徴収」と、年金から天引きされる「特別徴収」の2種類あります。今月号では、「特別徴収」についてご説明します。

特別徴収の対象となる方 受給している年金が年額18万円以上の方が対象となります。

※下記のいずれかの場合には、介護保険料の一部または全部が一時的に普通徴収となります。

<ul style="list-style-type: none"> ・年度途中で介護保険料が増額になった 	▶増額分が普通徴収となります。
<ul style="list-style-type: none"> ・年度途中で65歳になった ・年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった ・年度途中で他市町村から転入してきた 	▶特別徴収が開始されるまでは、普通徴収となります。 ※特別徴収開始時期については、下記「特別徴収開始時期について」をご覧ください。
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料が減額になった ・年金が一時差し止めになった 	▶普通徴収となります。ただし、翌年4月に特別徴収対象者と特定されると、同年の10月から特別徴収が再開されます。

特別徴収開始時期について

介護保険被保険者が日本年金機構や共済等の年金保険者側に、特別徴収対象者として捕捉(把握)されることで開始します。開始月は原則下記のとおりとなります。

資格取得日(65歳誕生日前日・転入日)	特別徴収対象者 抽出月	特別徴収開始月
令和4年4月2日～10月1日	令和4年6月・8月・10月	令和5年4月
令和4年10月2日～12月1日	令和4年12月	令和5年6月
令和4年12月2日～令和5年2月1日	令和5年2月	令和5年8月
令和5年2月2日～4月1日	令和5年4月	令和5年10月

仮徴収と本徴収について

介護保険料は、毎年7月に賦課決定します。そのため、4月・6月・8月に支給される年金からは、暫定の保険料額が特別徴収されます。これを**仮徴収**といいます。4月・6月の仮徴収額は、令和5年2月の天引き額と同じになります。8月の仮徴収額は、本徴収額との金額の差が大きくなるように調整する場合があります(平準化)。

本徴収は、年間保険料額から仮徴収額を差し引いた分を10月・12月・2月に支給される年金から天引きします。なお、本徴収分は8月上旬に通知します。

仮徴収		本徴収	
令和5年4月	令和5年2月の保険料と同額	令和5年10月	(年間保険料額－仮徴収額)÷3
6月		12月	
8月	平準化により調整した額	令和6年2月	